



障害のある方へ

障害者福祉のしおり

障害者の福祉施設や福祉サービスの概要、各問合せ先をまとめた一冊です。

配布場所

・障害者福祉課(区役所3階)

※区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)でもご覧いただけます。



障害者手帳

身体障害者手帳

障害者福祉課総合相談担当 ☎03-5211-4217

身体に障害のある方が各種の福祉サービスを受けるときに必要な手帳として、「身体障害者手帳」を交付しています(認定は東京都が行います)。



精神障害者保健福祉手帳

障害者福祉課総合相談担当 ☎03-5211-4217

精神障害により日常生活に支障のある方が税の減免措置や各種公的サービスを受けるときに必要な「精神障害者保健福祉手帳」の申請・更新の受付をします(認定は東京都が行います)。



愛の手帳(療育手帳)

障害者福祉課総合相談担当 ☎03-5211-4217

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です(判定は東京都が行います。また、年齢等によって手続きの場所が異なります)。



障害者の生活援助等

救急通報システム

障害者福祉課障害者福祉係 ☎03-5211-4214

ひとり暮らし等の障害者または難病患者を対象に、家庭内でのケガや病気などによる緊急時に、ペンダント型ボタン等を押すことにより緊急通報する装置を設置します。通報すると、民間警備会社の警備員と救急車が駆けつけます(資格要件があります)。



障害者在宅サービス事業

障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

在宅の障害者の方が、必要なサービスを利用できます。内容は、①公衆浴場入浴券支給 ②紙おむつ等支給 ③提案型サービス ④食事支援サービス ⑤訪問理美容サービス ⑥寝具乾燥消毒 ⑦巡回療浴サービス ⑧自動通話録音機設置 の8種類です(資格要件があります)。



移動支援事業

障害者福祉課総合相談担当 ☎03-5211-4217

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会活動のための外出などの際にガイドヘルパーを利用できます(資格要件があります)。



重度脳性麻痺者介護人派遣

障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

重度の脳性麻痺者で、介護なしでは屋外活動が困難な方に、生活圏の拡大のため介護人を派遣します(資格要件があります)。

コミュニケーション支援事業

障害者福祉課障害者福祉係 ☎03-5211-4214

聴覚障害者・視覚障害者等に、手話通訳者・要約筆記者・音訳者の派遣をします。利用は事前申請が必要です。



手話・要約筆記

音訳

日常生活用具費等の支給

障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

身体や知的に重度の障害のある方等が、円滑な日常生活を送るための用具の支給や住宅改修費を支給します。



救急医療情報キットの無料配布

障害者福祉課障害者福祉係 ☎03-5211-4214

障害のある方を対象として、自宅で急に具合が悪くなり救急車を呼んだときに、本人の医療情報を伝えるためのキット(容器)を無料配布しています。



福祉サービス利用支援

ちよだ成年後見センター ☎03-6265-6521

本人との契約により、高齢者や障害のある方の福祉サービスの利用手続きや料金の支払い、日常的な金銭管理(1時間1,700円)、通帳などの大切な書類をお預かりします(月額1,000円)。利用料の減免制度があります。

成年後見制度利用支援

ちよだ成年後見センター ☎03-6265-6521

成年後見制度の利用相談や申立ての支援、弁護士による専門法律相談(要予約)を無料で実施しています。

音声版広報

障害者福祉課障害者福祉係 ☎03-5211-4214

視覚に障害のある方に、音声版「広報千代田」を郵送します。



ちよだ区議会だより 点字版・音声版(CD)

区議会事務局 ☎03-5211-4297

区内在住の希望する視覚障害者に点字版・音声版(CD)の「ちよだ区議会だより」を郵送します。詳しくは、区議会事務局へお問い合わせください。



車いすの貸出

千代田区社会福祉協議会 ☎03-3265-1901

高齢・障害・ケガ等の理由で一時的に車いすが必要な方にお貸しします(月額500円、2年目以降は月額1,000円)。

なお、車いすステーションにて短期貸出(1週間以内)は、無料でご利用できます。



障害者総合支援法等による障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービス

サービス利用についての相談窓口

身体障害者・知的障害者について

障害者福祉課総合相談担当 ☎03-5211-4217

精神障害者・難病患者について

千代田保健所保健サービス課保健相談係

☎03-5211-8175

障害児について

児童・家庭支援センター発達支援係

☎03-5296-9281



障害により日常生活の支援が必要な

方に、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスの提供を行います。なお、18歳未満の児童については、児童・家庭支援センターが相談及び申し込み手続きをお受けします。

対象 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等

介護給付

障害支援区分が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護
- ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護
- ・生活介護 ・施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労選択支援
- ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援
- ・共同生活援助(グループホーム) ・自立生活援助

介護給付または訓練等給付の利用申請をし、支給決定を受け、事業者と利用契約を結びサービスを利用します。

<利用までの流れ>

サービスの利用申請⇒障害支援区分認定調査⇒一次判定(コンピュータ)⇒二次判定(審査会)⇒障害支援区分の認定⇒サービス利用意向聴取⇒支給決定⇒事業者との契約・サービス利用開始

児童や訓練等給付は、障害支援区分の判定はあり

ません(グループホームは除く)。支給決定にあたってはサービス等利用計画(案)が必要になります。

費用 所得に応じた1割の定額負担があります(月額負担上限額あり)。障害児は利用料支払い後、千代田区独自で無償化しています。

補装具費の支給

補装具とは障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものです(義肢、装具、補聴器等)。

支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、区が行います(事前申請が必要)。

医療保険の補装具とは異なります。

費用 基準額の範囲で1割の定額負担があります(月額負担上限額あり)。障害児は、千代田区独自で無償化しています。

※基準額超過分は自己負担。

児童福祉法による障害児福祉サービス

障害児通所支援

児童・家庭支援センター発達支援係

☎03-5296-9281



支援が必要なお子さんが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流促進活動を行う通所支援サービスを利用する場合の相談・調査・支給決定を行います。

<通所給付サービス>

- ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援

<利用までの流れ>

サービスの利用申請⇒勘案事項の調査⇒サービス意向聴取⇒支給決定⇒事業者との契約・サービス利用開始

費用 利用に応じた1割の定率負担がありますが、令和6年度から千代田区独自で無償化しています。